

審 査 基 準

令和7年8月4日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等）第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、次の区分に応じた警察署に提出してください。 1 免許証の更新を申請する場合は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署及び違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方は横浜市内の警察署を除く。） ただし、免許情報記録の更新又は免許証の更新と同時に特定免許情報の記録の申請を行う場合で、一般運転者講習（政令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受講した者を除く。）、違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方を除く。 2 免許証の更新を申請しない場合は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く。）
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 (電話 045-365-3111) 免許申請係 内線 253 免許作成係 内線 262
備 考：